



## 書 き 方

1 この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。

2 上記 1 ①又は②の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする年分に係る法定申告期限（翌年の 3 月 15 日）までに、この届出書を提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

### 3 各欄の記載要領

| 項目 | 欄  | 記載要領   |
|----|--|--|
| 1  | 届出の区分  | 上記 1 の①及び②について、適用を受けたい内容に応じて、□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。  |
| 2  | 根拠税法   | 上記 1 の①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿（※）の保存義務等を規定している税法の文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、所得税法及び消費税法の両方により保存義務等が規定されているときは、両方の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。   |
|    | 名称等  | 名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください（上記 1 の①の適用を受ける場合は記載する必要はございません）。<br>なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。<br>※ 適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿について記載してください。  |
|    | 備付け及び保存に代える日                                       | 上記 1 ①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の電磁的記録等の備付け及び保存をもってその特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。<br>原則として課税期間の初日（1 月 1 日）となります。<br>なお、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付け及び保存に代える日とする場合には、その日を備付け及び保存に代える日とする理由を「3(2) その他参考となる事項」欄に次のように記載してください。<br>【記載例】〇年〇月〇日に開業する予定のため。   |
| 3  | (1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要 | 届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。<br>なお、（ ）内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。  |
|    | (2) その他参考となる事項                                     | 令和 4 年 1 月 1 日前において現に令和 3 年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿（以下「承認済国税関係帳簿」といいます。）について、令和 4 年 1 月 1 日以後に令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととする場合には、取りやめようとする承認済国税関係帳簿の種類等を記載してください（※この場合には、改めて承認済国税関係帳簿の承認取りやめの届出書を提出する必要はありません）。<br>【記載例】〇年〇月〇日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、〇年〇月〇日以後保存する国税関係帳簿についてはその承認を取りやめ、令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。<br>・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、…（承認済国税関係帳簿の種類） |

※ 特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（この届出書において「規則」といいます。）第 5 条第 1 項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいい

ます。

(注) 令和6年1月1日前に法定申告期限が到来する所得税については、所得税法施行規則第58条第1項に規定する全ての帳簿が特例国税関係帳簿になります。

(注) 上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、下表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

| 所得税に係る帳簿の種類                            | 財務大臣の定める取引に関する事項   |
|--|--|
| 不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿                 | ① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項<br>② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）<br>③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項<br>④ 収入に関する事項<br>⑤ 費用に関する事項  |
| 事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿 | ① 手形上の債権債務に関する事項<br>② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項<br>③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項<br>④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）<br>⑤ 減価償却資産等に関する事項<br>⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項<br>⑦ 仕入れその他費用に関する事項 |
| 事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿 | ① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）<br>② 減価償却資産等に関する事項<br>③ 収入に関する事項<br>④ 費用に関する事項   |
| 山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿                  | ① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）<br>② 減価償却資産等に関する事項<br>③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項<br>④ 費用に関する事項  |